

I いじめ防止等に関する学校の考え方

1 いじめ対策の基本理念

いじめは、いじめ防止対策推進法（以下法）第2条で、“児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの”と定義している。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないように努めることが必要となる。

いじめは、全ての生徒に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、生徒も大人も次のような基本認識をもって問題に向き合うことが必要である。

- ① いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為です。
- ② いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得る。とりわけ嫌がらせや意地悪等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- ③ いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- ④ 「いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の生徒も含めた、学級や部活動などの所属集団の構造上の問題です。
- ⑤ いじめは、大人が気づきにくいところで行われていることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人の目で生徒を見守ることが必要です。
- ⑥ いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけでの問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題であるという認識が必要です。

その上で、未来を担う生徒たちが地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努め、いじめ防止のための理念として、次の5つを挙げます。

- ① いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから生徒に対し「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組まなければなりません。
- ② いじめは、人間として許されない行為であり、すべての生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他生徒に関わるすべての大人がいじめに対する正しい理解をもっていじめを放置せず、根絶に向けて取り組まなければなりません。
- ③ いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり生徒たちの周りにいる大人たちがいじめが行われなくなるよう見守ると共に、学校はもとより家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県および国が連携して取り組まなければなりません。
- ④ いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得るものであり、すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければなりません。
- ⑤ いじめは、生徒たちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかなければなりません。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日頃から「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「解消」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、すべての大人たちの問題として取り組まなければなりません。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめの未然防止

- ① 家庭や学校教育活動全般において、生徒の発達段階に応じ、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にすること」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育むことが重要です。
- ② 生徒たち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力の

育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。

- ③ いじめの背景にある、生徒たちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等につつまれるストレスや心理的プレッシャーの要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
- ④ 生徒たちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとふれあう機会を充実させる一方、大人たちは生徒たちの育ちに関心を持つことが大切です。
- ⑤ 「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、生徒たちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見に向け、学校においては教員が日頃から、生徒たちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ることが重要です。
- ② 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- ③ 学校は、定期的に行うアンケート調査や教育相談等によって、常に生徒たちの状況を把握するとともに、生徒たちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、生徒からの相談に真摯に対応することが重要です。
- ④ いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえて、地域、家庭をはじめ市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が生徒たちを見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。

(3) いじめの早期対応

- ① いじめには、チームで組織的に対応することが基本です。学校においては管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることのないように、組織としてきめ細かい対応をしていくことが重要になります。
- ② 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている生徒の心身および財産等の被害を避けるため、また、インターネットやSNS等を通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応が求められます。
- ③ いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。

(4) いじめの早期解決・解消

- ① 学校は、いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- ② 学校は、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒だけでなく、全ての生徒に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- ③ 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。
- ④ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を日常的に注意深く観察します。

(4) 家庭との連携

- ① 生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけではなく、家庭での取り組みも重要です。
- ② いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決することが必要です。
- ③ いじめを行った生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(5) 関係機関との連携

- ① いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、また、地域の青少年育成団体等の協力を得ることが有効な場合もあります。
- ② 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。
- ③ 「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、学校においては、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく必要があります。

(6) 地域との連携

- ① いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくありません。
- ② いじめを未然に防止していく上では、日頃から、生徒たちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。

- ③ 学校関係者がP T Aや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で生徒たちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要です。

Ⅱ いじめ防止等に関する内容

1 いじめの未然防止のための取り組み

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動、特別活動の充実を図り、生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育む取り組みを進めます。
- ② 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- ③ 教職員の資質向上のための研修会を設置することにより、生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的にいじめを察知するように努めます。また教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に最新の注意を払います。
- ④ 携帯電話、SNS、インターネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や技術、情報等の授業や、講演会等さまざまな場面を使って推進するよう努めます。
- ⑤ 生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員への報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。

2 いじめの早期発見のための取り組み

- ① 「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係の構築等に努めます。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応するよう努めます。また、それらから得た生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合には、教職員全体で共有し、適切に対処します。

- ③ 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、ネット環境を通じて行われるいじめの早期発見に向けた取り組みを進めます。

3 いじめの早期解決・解消のための取り組み

- ① 生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、または生徒がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を本校の設置者である市教育委員会に報告します。
- ② いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が、異なる学校に在籍している場合、当該学校と学校設置者である市教育委員会の間で情報を共有して対処します。
- ③ いじめがあったことが確認された場合には、学校はいじめを受けた生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該生徒およびその保護者に対して解消に向けた対応や心のケア等の必要な支援を行います。
- ④ いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒およびその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- ⑤ これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。

(1) 家庭との連携

- ① 生徒がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、スムーズに保護者が学校に相談・通告できるよう、プリントを作成したり懇談会や面談の機会に案内したりする等、相談・通告窓口を周知するための措置を講じます。
- ② いじめを受けた生徒といじめを行った生徒および双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- ③ 積極的にいじめを察知するよう、家庭での生徒の様子を見つめるために気をつけるポイ

ントを紹介する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。

- ④ 学校や家庭での生徒の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(2) 関係機関との連携

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- ② インターネット、SNS等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒やその保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行います。
- ③ いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図ります。

(3) 地域との連携

- ① 学校運営について、保護者や地域住民の意見を反映する学校評議員会での情報交換など、学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。
- ② 地域で生徒たちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会を増やします。

Ⅲ いじめ防止等のための組織の設置および具体的な取り組み

1 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを効果的に推進し、発生したいじめや事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内にいじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を常設します。

2 組織の構成員

「いじめ対策委員会」の構成員は、法第22条の規定に基づき構成します。

校長 教頭 教育相談担当 支援教育担当 生徒指導担当
養護教諭 教育相談コーディネーター
該当学年主任 当該学級担任 スクールカウンセラー

3 組織の具体的な取り組み

- ① 学校全体の正確な情報収集
- ② 情報の整理・分析と適切な管理
- ③ 効果的な対策の検討および全職員への周知と共通理解
- ④ 教職員の役割分担と地域・家庭・関係機関との適切な連携

小田原市立千代中学校いじめ対策年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
学校行事	入学式 保護者学級 家庭訪問	全校スポーツ交流会 修学旅行(3年生)	学校開放週間 第1回 定期試験 (3年生)	三者面談		防災訓練 第2回 定期試験 (1、2年生)
学年行事		遠足(1、2年生)				
生徒会活動	オアシス運動(あいさつ運動)と ありがとうカード作成による人との人との関係 作り オアシス運動 ありがとう週間			生徒集会 クラスのHERO を紹介		各種委員会と のタイアップ でのいじめへ の取り組み
各種委員会	前期学年委員会でのいじめ防止への取り組み					
学級活動	修学旅行や 遠足にむけた 仲間づくり	所属感を高める運動会への 取り組み 携帯・スマホ安全教室				連帯感を高める 合唱への取り組 み
総合	SDG s					
道徳						
部活動	部長会		部長会			
教科		平和教育 (社会)	平和教育 (国語)	保育(家庭)		情報化社会 (社会) フェアプレイ 精神 (保体)
教育相談	家庭訪問		教育相談 アンケート 教育相談週間	三者面談		教育相談 アンケート 教育相談週間
生徒指導部		ハイパーQU		いじめ アンケート		

小田原市立千代中学校いじめ対策年間計画

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事	文化活動 発表会	第2回定期試験 (3年生)	生徒総会		第2回定期試験 (1、2年生) 実力テスト	卒業式 ふれあい美化
学年行事	三者面談	職場体験	三者面談 (3年生)		梅林写生会	三者面談 (1、2年生)
生徒会活動	いじめ アンケート オアシス運動 ありがとう週間	10月のアンケート をうけて、各クラス 学年委員主導 で状況把握	生徒総会 いじめ防止アピール 各クラス状況を中央委員会で報告		生徒集会 各クラスのいじめ 対応報告会 ピンクシャツデー の取り組み	
各種委員会		後期学年委員会でのいじめ防止への取り組み				
学級活動	他者との協調 周りを見る 目を養う	生き方を 考える活動 (進路)		いじめについて 考えよう	ピンクシャツデー の取り組み	
総合	SDGs					
道徳		いじめを テーマと した授業		いじめを テーマと した授業	ピンクシャツデー の取り組み	
部活動		部長会			部長会	
教科	フェアプレイ精神(保体) よりよい社会をめざして ルールを守る, 人を責めない精神(球技) (社会) 人権教育 故郷(国語) (社会) 保育交流(家庭)) 情報モラル(技術)					
教育相談	三者面談	教育相談 アンケート 教育相談週間	三者面談 (3年生)	教育相談週間		三者面談 (1、2年生)
生徒指導部	いじめ アンケート			いじめ アンケート		

IV 重大事態への対処について

1 重大事態

いじめが重大事態（法第28条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）であるかどうかの判断は、以下の考え方により、学校が判断します。

(1) 次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

- ① いじめを受けていた生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合。
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）
学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

(2) 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは以下の対応をします。

その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

2 重大事態発生時の調査・報告

(1) 重大事態発生時の報告

在籍生徒がいじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は小田原市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

学校設置者である小田原市教育委員会または学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。市立学校の場合、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた小田原市教育委員会が判断します。

[判断の基準]

次のいずれかに該当するときは、小田原市教育委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと小田原市教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

① 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第22条の規定に基づき学校に常設する「いじめ対策委員会」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査にあたり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

小田原市教育委員会は必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

② 小田原市教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、小田原市教育委員会が行う調査は、小田原市教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置して行います。

なお、学校で発生した重大事態について、小田原市教育委員会が自ら主体となって、調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、小田原市教育委員会は神奈川県教育委員会に要請し、必要な協力を依頼します。

3 生徒、保護者への情報提供

学校または小田原市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うにあたっては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信と個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

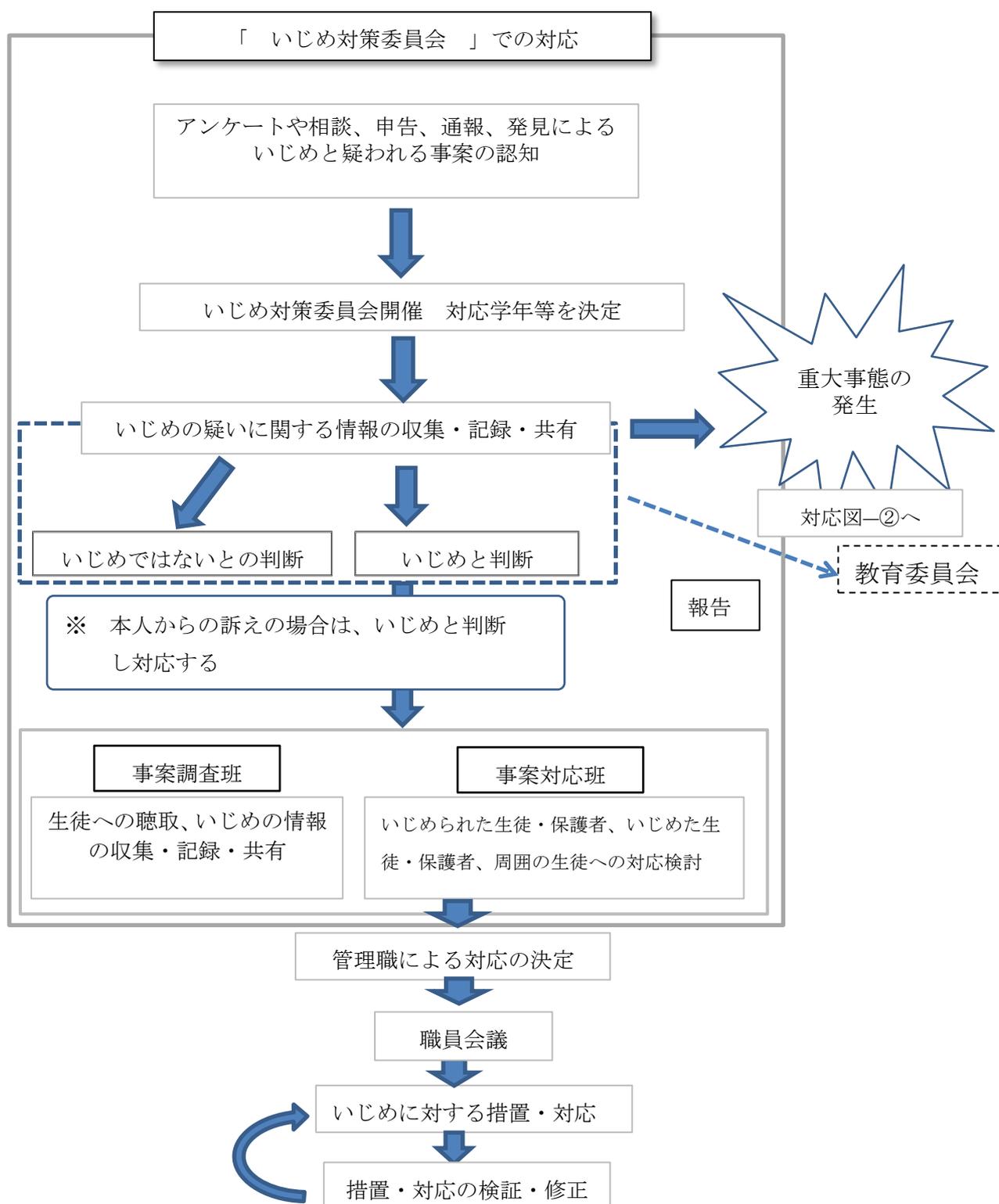
なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

4 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は小田原市教育委員会を通じて、小田原市教育委員会が実施した調査は直接、市長に報告します。

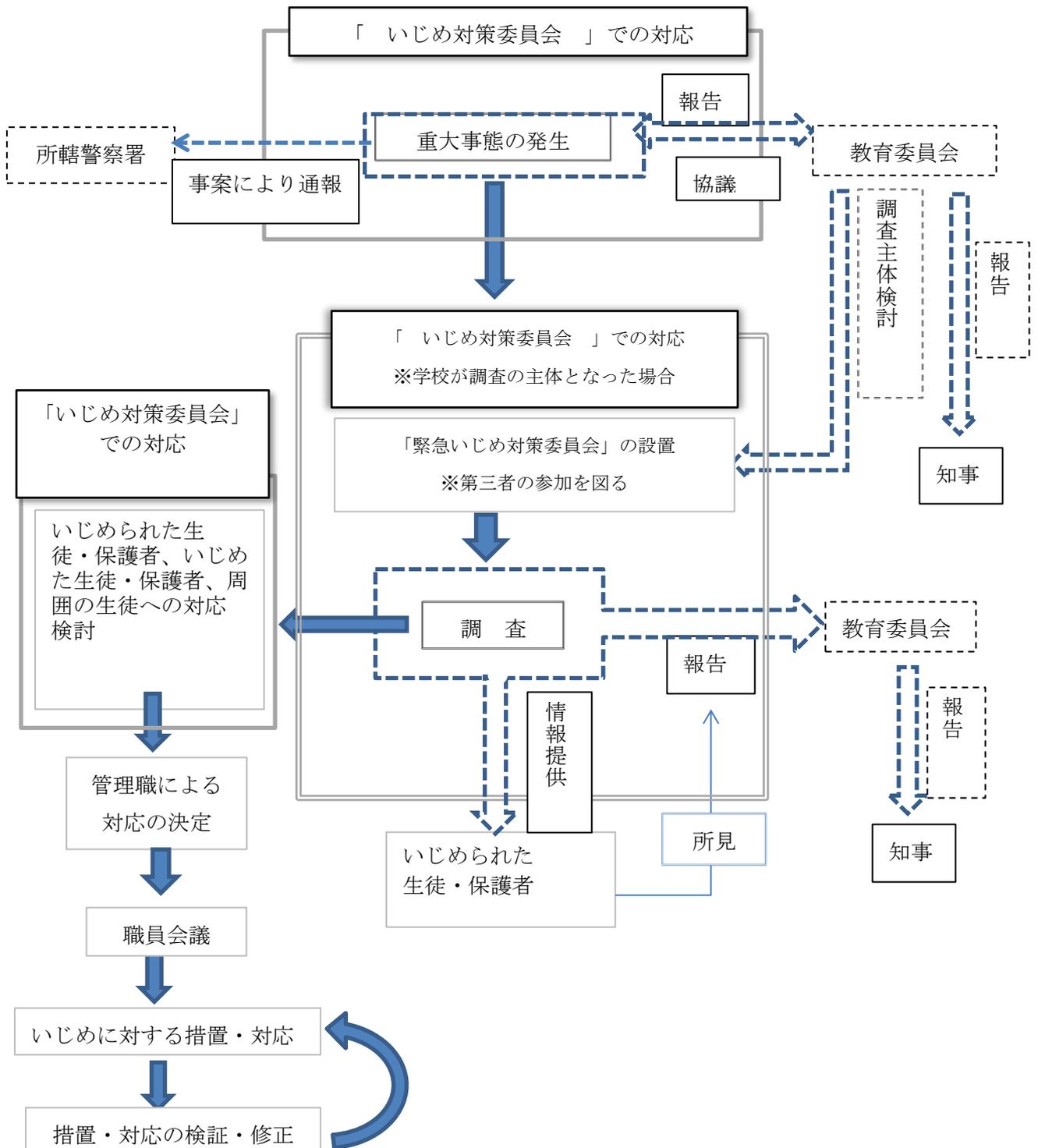
なお、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する小田原市教育委員会または学校は、予め、そのことをいじめを受けた生徒またはその保護者に伝えておきます。

○ いじめ事案への対応図-①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する

○ いじめ事案への対応図-②



※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する

※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う

V その他

1 学校基本方針の点検と見直し等

学校基本方針に位置付けた施策、措置等の取り組み状況を小田原市教育委員会に報告し、年度ごとに点検し、国や県の基本方針が改定された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

年度当初は、職員の異動を踏まえて、生徒指導の方針と共に周知を図る機会として、第1回生徒指導全体会で取り扱います。

【 生徒指導年間計画 】

- 4月…第1回生徒指導全体会で周知
- 6月…教育相談アンケートの実施
- 7月…第1回いじめアンケートの実施
- 9月…教育相談アンケートの実施
- 10月…第2回いじめアンケートの実施（無記名）
- 11月…教育相談アンケートの実施
- 1月…第3回いじめアンケートの実施
- 2月…生徒指導全体会にて見直し案検討⇒新年度へ

平成26年	3月	1日	策定
平成27年	4月	1日	一部改訂
平成30年	5月25日		一部改訂
令和2年	5月15日		一部改訂
令和3年	4月	1日	一部改訂